

議案第 43 号

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章 略 料金、分担金及び手数料(第23条～第36条の2)	第1章～第3章 略 第4章 料金、分担金及び手数料(第23条～第36条)
第5章～第8章 略 附則	第5章～第8章 略 附則
(特別な場合における料金の算定) 第28条 月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、第24条各号に規定する超過料金を適用して算定する。	(特別な場合における料金の算定) 第28条 第2条第1号に定める給水区域において、月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、第24条第1号に規定する超過料金を適用して算定する。 2 第2条第2号に規定する給水区域において、月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、次の区分による。 (1) 使用日数が、14日以内のものの料金は、使用水量が第24条第2号に規定する基本料金に係る水量以内であるときは、基本料金に係る料金の2分の1に相当する額とし、使用水量が基本料金に係る水量を超えるときは、基本料金に係る料金の2分の1に相当する額に超過料金を加えた額とする。 (2) 使用日数が、14日を超えるものの料金は、基本料金に係る料金に超過料金を加えた額とする。
2 略 (施設分担金)	3 略 (施設分担金)
第34条 施設分担金は、造成地及び水道水を利用して営業を行う施設又は建物(集合住宅、店舗、事業所、事務所、倉庫等をいう。以下同じ。)に対し水源、淨水、送水、配水施設等を新たに必要とする場合に、当該	第34条 住宅地を造成しようとする者又は集合住宅、店舗、事業所、事務所若しくは倉庫等の建物を建築し、分譲し、又は賃貸する者が、水源、淨水、送配水施設等を必要とする場合は、第32条に規定する給水分担金

	<p>施設費等を負担するものとして、開発事業者等からその面積に応じて徴収する。ただし、既に施設分担金が納入された造成地に、水道水を利用して営業を行う施設又は建物を建築し、分譲し、又は賃貸する場合は、徵収しない。</p> <p>2 前項に規定する開発業者等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 宅地を造成し、分譲し、又は賃貸する者。ただし、造成する者と分譲し、又は賃貸する者が異なる場合は、そのいざれかとする。</p> <p>(2) 水道水を利用して営業を行う施設又は建物を建築し、分譲し、又は賃貸する者。ただし、建築する者と分譲し、又は賃貸する者が異なる場合は、そのいざれかとする。</p> <p>3 施設分担金の額は、1平方メートル当たり1,500円とする。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、施設分担金の徴収については、管理者が水道事業管理規程において定める。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、橋本市長期総合計画に基づく大規模開発に係る施設分担金については、別途協議により決定する。</p> <p>6 管理者は、施設分担金が納付されるまでの間は、給水を開始しないことができる。</p>	<p>(料金、分担金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第36条 第36条略 (債権の放棄)</p> <p>第36条の2 管理者は、料金、分担金、手数料等(以下この条において「料金等の債権」という。)について、次の各号のいづれかに該当する場合は、当該料金等の債権の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。</p> <p>(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該料金等の債権につきその責任を免れたとき。</p> <p>(3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合において、その相続財産の額が強制執行の費用並びに当該料金等の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超</p>
--	---	---

えないと見込まれるとき。

(4) 当該料金等の債権について地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2 の規定による強制執行の手続又は同令第 171 条の 4 の規定による債権の申出等の措置を講じてもなお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと見込まれるとき。

(5) 債務者の死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情があり、管理者が徵収の見込みがないと決定したとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市水道事業給水条例第 34 条の規定は、この条例の施行の日前に造成地及び水道水を利用して営業を行う施設又は建物に対し水源、浄水、送水、配水施設等が設置され、施設分担金が納入されていない場合においても適用する。